

組織運営等に係る見直しについて

1 基本的な考え方

社会経済環境が厳しさを増す中、基礎自治体として、市民生活や地域経済活動を支える社会基盤の整備等を円滑かつ効率的に推進するとともに、地域を重視し、市民の皆様の身近な困りごとや直面する各種の課題に着実に対応していくため、次の4点に係る組織の改正等、所要の見直しを行います。

- (1) 水道事業、下水道事業等に係る推進体制の見直し
- (2) 久居地域における市民サービス提供体制の強化等
- (3) 「（仮称）こども子育て・出会い応援包括支援窓口」及び「（仮称）生活福祉・自立応援包括支援窓口」の設置
- (4) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に向けた推進体制の強化

2 見直しの具体的内容

- (1) 水道事業、下水道事業等に係る推進体制の見直し

ア 事業の加速化に向けた事業推進体制の強化と着実な事業推進を支える経営管理機能の強化

【上下水道事業局及び上下水道管理局の設置】

本市は、平成27年4月に下水道事業に地方公営企業法を適用し、これまでの水道事業管理者を上下水道事業管理者に改め、市長の事務部局で実施してきた下水道事業を、当該管理者の責任と権限の下、水道事業等とともに推進するため、現在の水道局、下水道局及び上下水道事業管理室の2局1室による体制を整備してきました。

また、平成30年3月には「未来に引き継ぐ下水道」や「経営基盤の強化」等を経営理念とする津市下水道事業基本計画を策定し、公営企業としての経営方針の明確化を図るなど、企業会計移行後における事業経営に取り組んできました。さらに、令和元年10月には、一層の経営の健全化に向け、下水道使用料等を改定し、利用者の皆様にも新たな負担をお願いしてきました。

このような中、水道事業等については、施設の新設整備から、老朽施設の更新や耐震化等、現有施設の的確な維持・更新へ、また、平成30年4月に志登茂川処理区の供用を開始した公共下水道事業や市営浄化槽

事業、共同汚水処理施設事業等の各種の生活排水対策事業については、雨水対策への対応も含め、更なる面的整備の促進に向けて、これまで以上に加速度的に事業を推進していくことが求められており、それぞれに新たな局面を迎えています。

これら水道事業、下水道事業等に係るこれまでの取組の経過を踏まえつつ、両事業を取り巻く環境や課題の変化に的確に対応した持続可能な企業経営を実現するに当たっては、施設の更新や新設整備を着実かつ迅速に推進するための事業部門の強化に加え、当該部門による事業推進をしっかりと支える効率的で強固な経営・管理部門を構築しなければなりません。

このことから、これまでの水道局、下水道局等の事業別の推進体制を改め、新たに、水道事業、各種の生活排水対策事業を含む下水道事業等に係る施設の新設・更新や維持管理等、主に事業推進に係る事務を分掌する上下水道事業局とこれら事業に係る経営戦略や財務等、主に経営・管理に係る事務を分掌する上下水道管理局の2局体制へ移行し、事業推進と経営管理に係る責任と役割分担の明確化を図りつつ、上下水道事業管理者の下、両局の連携と協力により、健全な企業経営の下での施設の整備・更新をこれまで以上に着実かつ迅速に推進するための体制の整備を図ります。

イ 事業部門に係る推進体制の見直し

【上下水道事業局水道工務課、下水道工務課、水道施設課、下水道施設課等の設置】

上下水道事業局に水道工務課、下水道工務課、水道施設課、下水道施設課、安芸事業所及び一志事業所を設置します。

(7) 水道工務課

水道工務課に工事担当及び維持管理担当を置きます。

工事担当においては、水道事業等に係る建設工事の設計及び施工、給水工事に係る申込みや設計及び検査に関する事務等を分掌します。また、維持管理担当においては、水道事業等に係る工事の企画、調査や指定給水装置工事事業者の指定、指導監督に関する事務等を分掌します。

これにより、水道事業等に係る工事の施工等を効率的に推進するための体制の整備を図ります。

(イ) 下水道工務課

下水道工務課に工事担当及び維持管理担当を置きます。

工事担当においては、公共下水道事業に係る建設工事の設計及び施工、市営浄化槽の新設に係る工事の設計及び施工に関する事務等を分掌するとともに、建設部が所管する雨水管理総合計画に基づく下水道事業等に係る雨水対策の推進に関する事務等を分掌します。また、維持管理担当においては、公共下水道事業の管渠等に係る維持工事の設計及び施工、共同汚水処理施設の管路に係る維持工事の設計及び施工、市営浄化槽事業、共同汚水処理施設事業等に係る普及、指導及び検査に関する事務等を分掌します。

これにより、公共下水道事業、市営浄化槽事業等に係る工事の施工等を効率的かつ着実に推進するための体制の整備を図ります。

(ロ) 水道施設課

水道施設課に施設担当及び水質管理担当を置きます。

施設担当においては、浄水施設やポンプ場及び配水場の維持管理に関する事務等を、また、水質管理担当においては、水質の管理、調査、試験や水源の保護に係る監視、水質調査に関する事務等を分掌し、浄水施設等に係る維持管理等を効率的に推進するための体制の整備を図ります。

(ハ) 下水道施設課

下水道施設課に施設担当を置きます。

施設担当においては、公共下水道事業のポンプ施設及び終末処理場に係る維持管理、市営浄化槽事業、共同汚水処理施設事業及び農業集落排水事業の施設に係る維持管理に関する事務等を分掌し、各施設に係る維持管理等を効率的に推進するための体制の整備を図ります。

(ニ) 安芸事業所及び一志事業所

水道施設課に安芸事業所及び一志事業所を設置し、それぞれ管理担当及び事業担当を置きます。

管理担当においては、管内における水道料金、下水道使用料等の収納に関する事務等を、また、事業担当においては、管内における水道事業、下水道事業等の施設に係る維持管理に関する事務等を分掌し、遠隔地における市民窓口サービスや各種施設の効率的な維持管理を推進するための体制の整備を図ります。

ウ 経営・管理部門に係る推進体制の見直し

【上下水道管理局経営企画課、上下水道管理課、営業課の設置】

上下水道管理局に経営企画課、上下水道管理課及び営業課を設置します。

(7) 経営企画課

経営企画課に経営企画担当、水道財政担当、下水道財政担当及び経理担当を置きます。

経営企画担当においては、水道事業、下水道事業等に係る長期的な経営戦略に関する事務等を分掌するとともに、水道財政担当及び下水道財政担当においては、それぞれ水道事業、下水道事業等に係る予算の調製や執行に関する事務等を分掌します。また、経理担当においては、水道事業、下水道事業等に係る出納検査や経理関係諸帳簿の作成に関する事務等を分掌します。

これにより、上下水道事業管理者の下、水道事業、下水道事業等に係る総合的な経営、企画を着実かつ強力に推進するための体制の整備を図ります。

(4) 上下水道管理課

上下水道管理課に管理担当及び契約財産担当を置きます。

管理担当においては、水道事業、下水道事業等に係る人事や渉外、各種の統計に関する事務等を、また、契約財産担当においては、水道事業、下水道事業等に係る財産の取得や処分、物品の調達や契約に関する事務等を分掌し、各種の管理業務を一体的かつ効率的に推進するための体制の整備を図ります。

(5) 営業課

営業課に料金担当及び負担金担当を置きます。

料金担当においては、水道料金、下水道使用料等に係る調定や収納に関する事務等を、また、負担金担当においては、水道事業、農業集落排水事業に係る新規加入金や下水道事業に係る受益者負担金等の調定、収納に関する事務等を分掌し、各種の料金収納等を一体的かつ効率的に推進するための体制の整備を図ります。

(2) 久居地域における市民サービス提供体制の強化等

ア 久居アルスプラザ・市民サービスコーナーの開設

久居地域における新たな行政サービス窓口として、久居アルスプラザ

に市民サービスコーナー（久居総合支所市民課の所管とし、新たに職員を配置）を設置し、令和2年6月8日（予定）から業務を開始します。

当該コーナーは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除きます。）開設し、各種証明書等の発行や自治会からの各種相談等の久居総合支所への引継ぎ等の業務を行い、久居地域における市民窓口サービスの拡充を図ります。

なお、当該コーナーにおいて発行する証明書等は、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍附票、戸籍謄抄本、除籍謄抄本、身分証明書、改正原戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、所得課税証明書、納税証明書、車検用納税証明書を予定しています。

イ 久居総合支所市民課に係る機能の強化（市民税課久居分室の機能統合）

久居庁舎においては、1階に配置する久居総合支所市民課において税務関係の証明を含む各種証明書等の発行を行う一方で、3階に配置する市民税課久居分室においても、重複して税務関係の各種証明書を発行しており、利用者に対して、窓口が分かりづらい状況となっています。

このため、市民税課久居分室のこれらの機能を久居総合支所市民課に統合することにより、税務関係の証明を含む各種証明書等を同課窓口において一括して交付し、市民の皆様の利便性の向上を図ります。

ウ 久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口及びアストプラザオフィスの開設時間の統一

久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口は、月曜日から金曜日の午後5時15分から午後9時まで、また、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の午前8時30分から午後6時まで（12月29日から翌年1月3日までの期間を除きます。）開設し、各種証明書等の発行を行っています。

このような中、現在の利用状況や令和2年3月からのコンビニ交付の実施を踏まえ、業務量に応じた適切かつ効率的な運営を図るため、開設時間を月曜日から金曜日については午後8時まで、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については午後5時まで（12月29日から翌年1月3日までの期間を除きます。）とし、本市の時間外における証明書発行等の二つの窓口であるアストプラザオフィスと当

該窓口の開設時間の統一を図ります。

- (3) 「（仮称）こども子育て・出会い応援包括支援窓口」及び「（仮称）生活福祉・自立応援包括支援窓口」の設置

市民の皆様から寄せられる各種の生活相談は、こども・子育てや出会いに係る相談、ひきこもり、生活困窮に係る相談や自立支援等、これまで以上に相談者の思いに寄り添い、その解決に向けて、相談内容に応じた専門機関へ確実につなぐための、市民の皆様に分かりやすく、相談しやすい窓口の設置が必要となっています。

このことから、こどもや子育て世代等の若年世代を主な対象とする「（仮称）こども子育て・出会い応援包括支援窓口」及び高齢者を含む成年世代を主な対象とする「（仮称）生活福祉・自立応援包括支援窓口」の二つの窓口を設置し、それぞれのライフステージの変化に応じた相談窓口の明確化を図るとともに、相談内容に最もふさわしい専門機関等への的確につなぎ、対応していくための体制の整備を図ります。

なお、「（仮称）こども子育て・出会い応援包括支援窓口」については、こども・子育て支援施策の総合的な企画、調整等を分掌する子育て推進課子育て推進担当に設置し、子育て世代の身近な相談や出会い支援等に係る相談に対応します。

また、「（仮称）生活福祉・自立応援包括支援窓口」については、生活困窮者自立相談支援事業等を分掌する援護課相談・支援担当に設置し、ひきこもりや就労の支援等を含む各種の生活相談に対応します。

- (4) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に向けた推進体制の強化

【国体・障害者スポーツ大会推進局競技運営課への運営調整担当の設置】

三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催に向けては、競技運営課競技運営担当に各競技別の担当職員を配置し、本市で開催する各種競技に係る準備業務を分掌していますが、選手、大会関係者、来場者等に係る輸送、交通、宿泊等、全ての開催競技に関連する準備業務についても着実に進めていくとともに、開催前年度である令和2年度においては、各開催競技に係るリハーサル大会を円滑に実施しなければなりません。

このことから、競技運営課に新たに運営調整担当を設置し、これら全ての開催競技に関連する準備業務の着実な推進を図るとともに、令和3年度の本大会の開催に対応する本格的な組織・職員体制の強化を図ります。

3 実施時期

令和2年4月1日から実施します。（久居アルスプラザ・市民サービスコーナーは、令和2年6月8日（予定）の開設に向け、準備を進めます。）

4 今後の対応

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部の改正についての議案を適時提出する予定です。

また、津市事務分掌規則、津市上下水道事業分課規程等の関係規則等を改正する予定です。

組 織 改 正 比 較 表

上下水道事業局

水道局・下水道局

改 正 案		現 行	
課 等	担 当	課 等	担 当
水道工務課	工事担当 維持管理担当	工務課	工事担当 調査・維持担当
下水道工務課	工事担当 維持管理担当	営業課	給水・計量担当
水道施設課	施設担当 水質管理担当	下水道建設課	建設担当
安芸事業所	管理担当 事業担当	下水道総務課	生活排水推進担当
一志事業所	管理担当 事業担当	下水道建設課	維持担当
下水道施設課	施設担当	下水道総務課	生活排水推進担当
		浄水課	施設担当 水質管理担当
		安芸事業所	管理担当 事業担当
		一志事業所	管理担当 事業担当
		下水道施設課	施設担当
		下水道総務課	生活排水推進担当

上下水道管理局

水道局・下水道局・上下水道事業管理室

改 正 案		現 行	
課 等	担 当	課 等	担 当
経営企画課	経営企画担当 水道財政担当 下水道財政担当 経理担当	上下水道事業管理室	経営計画担当
		下水道総務課	生活排水推進担当
		水道総務課	管理担当
		下水道総務課	管理担当
			生活排水推進担当
		水道総務課	経理担当
		下水道総務課	生活排水推進担当

上下水道管理課	管理担当	上下水道事業管理室	経営計画担当
		水道総務課	管理担当
		下水道総務課	管理担当
	契約財産担当	水道総務課	契約財産担当
営業課	料金担当	営業課	料金担当
		下水道総務課	生活排水推進担当
	負担金担当	営業課	給水・計量担当
		下水道総務課	管理担当

スポーツ文化振興部
国体・障害者スポーツ大会推進局

スポーツ文化振興部
国体・障害者スポーツ大会推進局

改正案		現行	
課等	担当	課等	担当
競技運営課	運営調整担当	競技運営課	
	競技運営担当		競技運営担当